

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【32】

2. 日時：令和3年12月6日 16時00分～16時40分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岩崎安全審査官、照井安全審査官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他13名※

中部電力株式会社

原子力部 設備設計Gr 主任※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 上席課長 他1名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁のテルイです。それでは島根 2 号機の設工認の基本的はそのヒアリング監視したいと思います。例えばですけど説明をお願いいたします。
0:00:17	中国電力のミナミダテです。
0:00:20	本日は基本設計方針、54 条の重大事故対処設備と 48、78 条の準用について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。
0:00:33	はい。
0:00:36	よろしくお願いいたします。
0:00:40	まず資料の確認をさせていただきます。
0:00:42	本日の資料は、NS普通ほか 008 回 01。
0:00:48	NS通期A054。
0:00:52	NS通期 048 の三つとなっておりますが資料のほうよろしいでしょうか。
0:00:59	規制庁テルイです。大丈夫で、
0:01:03	ありがとうございます。
0:01:06	NSつうほか 008 回 01 の島根原子力発電所 2 号機に
0:01:13	工認記載適正箇所の基本設計方針についてですが、本日御説明予定の
0:01:20	4878 条準用の基本設計方針の記載に誤りがありましたので修正させていただいております。
0:01:27	内容につきましては基本設計方針の説明に合わせて説明させていただきます。
0:01:34	では 54 条からご説明いたします。
0:01:37	資料番号NS II 期-054 をお願いします。
0:01:48	54 条につきまして、一部詳細設計に伴い、記載を追記しているような箇所もあるのですが、基本的には設置変更許可申請と同様の内容になっておりますので、他社との比較表を用いてご説明させていただきます。
0:02:03	通し番号 51 ページをお願いいたします。
0:02:17	ページ中段、一つ目及び二つ目の備考につきまして、東海第 2 及び柏崎 7 号との層位箇所となっておりますが、
0:02:26	発電所敷地で想定される自然現象及び自然現象の組み合わせについて相違があります。
0:02:34	以降同様の相違箇所については説明のほうを割愛させていただきます。
0:02:44	ページ下段の三つ目の備考につきまして、柏崎 7 号といい設備構成の相違があります。
0:02:51	島根 2 号機では接続孔移行の経路につきまして、常設設備として設計しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:00	57 ページをお願いいたします。
0:03:08	ページ上段一つ目の備考につきまして、柏崎 7 号との相違箇所になりますが、島根 2 号では共通要因である大型航空機の衝突に対し接続孔が同時に機能喪失することを防止するため屋内にも接続工を設置しております。
0:03:25	以降同様のそういう箇所については説明を御割愛させていただきます。
0:03:33	続きまして 59 ページをお願いします。
0:03:39	ページ上段の備考について東海第 2 との相違箇所になりますが、島根 2 号機は設備が稼働することにより生じるものを設備への悪影響と整理しており、本箇所の東海第 2 の記載内容については、島根 2 号機では、
0:03:57	5-1-2 多様性位置的分散等を見て、市末分散の考慮によって機能喪失しない設計であることを記載しております。
0:04:08	なお、備考記載のうち、東海第 2 は 5.1. 2 対応性位置的分散等というふうに記載してありますが、こちらにつきましては島根 2 号機はの誤りになりますので修正させていただきます。申し訳ございませんでした。
0:04:24	また以降同様のそういう箇所につきましては、説明の報告割愛させていただきます。
0:04:33	60 ページをお願いします。
0:04:38	ページ上段の備考について。
0:04:41	東海第 2 との相違になりますが、島根 2 号機は可搬型 SA 設備である、移动式代替熱交換設備がありますので、
0:04:49	伝熱容量を記載しております。
0:04:55	63 ページをお願いします。
0:05:03	ページ一番下の備考につきまして、東海第 2 との相違になりますが、島根 2 号機は、原子炉建物屋上に格納容器フィルタベント系の放出科があるため、現建物屋上を期待しております。
0:05:22	69 ページをお願いします。
0:05:28	ホームページに記載の備考につきまして、東海第 2 との相違になりますが、けれども、当該記載は設備設計に関わる事項ではないことから、島根 2 号機においては、基本設計方針に記載しておりません。
0:05:45	71 ページをお願いします。
0:05:51	一番下の備考につきまして、東海第 2 との相違になりますが、H まで 2 号機は当該対応を実施しないため記載しておりません。
0:06:03	72 ページをお願いします。
0:06:08	ページ一番上の備考につきまして、東海第 2 及び柏崎 7 号との相違になりますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:14	島根 2 号機は基準津波の一部が敷地レベルを超えるため、防波壁の内側にアクセスルートを確保する設計としております。
0:06:25	一番下の備考につきまして東海第 2 回の相違になりますが、島根 2 号機は
0:06:32	不等沈下等に伴う英断山王の発生に対し、
0:06:37	段差会話対策のほか、うかい採石による対処を行います。
0:06:47	75 ページをお願いします。
0:06:53	ページ上段の備考につきまして、東海第 2 及び柏崎 7 号との相違になりますが、島根 2 号機では要目表の構成に合わせて残留熱除去系へ格好格納容器格納容器冷却モードを
0:07:08	原子炉を冷却塔施設の残留熱除去設備に記載しております。
0:07:14	なお、残留熱除去系、格納容器冷却モードの記載箇所につきまして、基本設計方針の 44 条のヒアリングにおきまして、検討するようコメントをいただいておりますので、土屋のコメント範囲にあわせまして必要により、
0:07:30	修正したいと考えております。
0:07:35	54 条につきましては以上です。
0:07:40	続きまして 48、40 あ 4878 条の準用について御説明いたします。
0:07:49	資料番号 NS 機、
0:07:52	NS 通期 A0
0:07:55	48 をお願いします。
0:08:02	48 条につきましては基本設計基本設計基準対象施設について、78 条は、重大事故等対処施設について、それぞれ
0:08:13	発電用火力設備に関する技術基準を定める政令及び発電用
0:08:20	原子力発電工作物に関わる電気設備に関する技術基準を定める省令を準用する設計としております。
0:08:32	設置変更許可においてにおきましては所内ボイラーの記載しかありませんので、様式の中ではほぼ青字の記載となっておりますが、先行電力の記載も参考に島根 2 号機の基本設計方針を作成しておりますので、基本設計方針の比較表を用いてご説明させていただきます。
0:08:53	まず様式の中に 1 ヶ所記載の誤りがございますので、御説明させていただきます。
0:09:00	通し番号 24 ページをお願いいたします。
0:09:13	基本設計方針(ア)との記載につきまして、最下端の文章と条文とのひもづけとして、⑥弁 16 から 22 を赤字で記載しておりますが、
0:09:28	このうちの⑥電の 21 と⑥で-22 が誤りでありまして、代わりに、⑥で-20 を記載する必要があります。申し訳ございませんでした。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:40	なお、⑥での 21 につきましては、23 ページに⑥電の 22 については 25 ページで条文と紐づけしております。
0:09:54	通し番号 57 ページをお願いいたします。
0:10:00	2 ページ一番上の備考につきまして、東海第 2 との相違になりますが、
0:10:05	島根 2 号機は重大事故対処施設として、ガスタービンを
0:10:10	施設しています。
0:10:13	以降同様のそういう箇所については説明を割愛させていただきます。
0:10:19	59 ページをお願いします。
0:10:25	ページからの備考につきまして、東海第 2 子の相違になりますが、島根 2 号機は、
0:10:31	開閉器または断路器に使用する圧縮空気圧縮空気圧縮空気設備装置を設置しております。
0:10:42	60 ページをお願いします。
0:10:46	ページ方の備考につきまして柏崎 7 号との相違になりますが、島根 2 号機は、災害時の通信確保として無線通信用アンテナを使用します。
0:11:03	うち 61 ページをお願いします。
0:11:08	ページ上段の備考について、東海第 2 との相違になりますが、
0:11:13	可搬型の非常用電源、
0:11:16	非常用発電装置は、一般産業品であり、緊急時対策所用発電機と可搬式窒素供給装置を発電機については、保護装置の設計が異なります。
0:11:31	62 ページをお願いします。
0:11:36	まず補正からの変更箇所につきましてについてですが、黄色のハッチングの部分の記載が抜けていましたので、追記しております。申し訳ございませんでした。
0:11:48	ページ上段の備考について、
0:11:50	東海第 2 及び柏崎 7 号との相違になりますが、島根 2 号機は設置変更許可を踏まえまして、補助ボイラの
0:12:00	蒸気供給先として、
0:12:02	原子炉施設起動時起動停止時の空気抽出器を記載しております。
0:12:12	ページ下段の備考につきまして誤解だ 2 との相違になりますが、新検査制度施行に伴い、検査名称を使用前事業者検査としています。
0:12:28	63 ページをお願いします。
0:12:31	ページ下段の備考につきまして 10 日柏崎 7 号との相違になりますが、
0:12:37	島根 2 号機は重油ボイラーを使用しているため、IMIについて記載しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:45	御説明は以上となります。
0:12:53	規制庁テリイです。ありがとうございます。それでは、54 条側から確認範囲だ と思いますけど。
0:13:03	ないですか。
0:13:12	規制庁イワサキです。ちょっと細かいんですけど、
0:13:18	52 ページ。
0:13:20	ここにも何かと。
0:13:25	家の常設重大事故等対処設備のほうで、
0:13:30	の 1 パラ目の 2 行目。
0:13:34	ここに使用済み燃料貯蔵槽核燃料プールとあれですけど、後ろのほうで率に 63 ページのところとか、単に燃料増えるって出てきているのでは多分この午 前ページの記載は条文に合わせたあわせてこうしたのかなと思うんですけど。
0:13:52	情報の一方のおんなじ申請書類、
0:13:56	というか 54 条の基本設計方針内なので何か記載は合わしたほうがいいのか なあと個人、
0:14:04	いいのかなと思い、思うんですけども、1 課がですね。
0:14:12	中国電力のミナミダテです。
0:14:14	資料間で説明書合わせると合わせたほうが見やすくなるというふうに考えます ので、こちらのほうを検討しまして、設備名称のほう統一させていただきます。
0:14:30	規制庁イワサキですよろしくお願いします。
0:14:36	77 ページなんですけれども、
0:14:44	-3
0:14:46	格納容器代替スプレイ系による原子炉格納容器下部への注水。
0:14:52	とあるんですけども、これは多分中のこの
0:14:57	結びの下部への注水というのは多分選考に合わせて注水にしていると思うん ですけど。
0:15:03	これは注水なんですか、それともスプレイするです。
0:15:08	ちょっと教えてください。
0:15:11	中国電力のミナミダテです。
0:15:14	こちらの原子炉格納容器下部への注水といいますのはペDESTAL注水のこと を指しておりまして、格納容器スプレイ系の可搬型をもちまして出してる人間 と水をためるという趣旨になっておりますのでここでは注水という文言を使用し ております。
0:15:41	規制庁イワサキですと青なさいと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:45	方向性はスプレイ液を使った衡平の注水ということで、注水という記載では正しいということでしょうか。ありがとうございます。
0:16:08	規制庁のテルイです。
0:16:13	一応増え面のための確認ですけど。
0:16:17	51 ページGー
0:16:21	接続孔からさっきの話ですけど。
0:16:25	プールの
0:16:29	SAのプールの可搬を使ったプールのスプレイで過半のノズルを使ったときっていうのは、接続孔介さずに相当減ったから、そのまま可搬のホースをつないで、
0:16:45	紙のスプレイノズル使ってたって、
0:16:49	いう系統構成だったと思うので、
0:16:51	あとそういう意味で過半のものはあるけどそれは接続孔から供給する経路じゃないので。
0:16:59	接続孔から供給するものについては、常設になってる。
0:17:04	いう理解で正しいですか。
0:17:08	中国電力のミナミダテです。ええと御理解の通り、カトウ可搬型スプレイノズルを使用しました燃料プールスプレイにつきましては、接続孔のほうで使用しないということで、
0:17:20	このような記載にしております。
0:17:24	規制庁テルイです。わかりました。
0:17:27	それから、53 ページの
0:17:36	飛来頭痛の構造なんですけど。
0:17:43	それで結構で話を
0:17:45	聞いた。
0:17:47	ような気もするんですけど。
0:17:49	左三つの常設SAわー
0:17:53	飛来物に対して報告開かに対してDBAと同時にその機能が損なわれないように、位置的分散保管するという
0:18:02	出資だんですけど。
0:18:05	これは、
0:18:07	だからその位置的な分散を図って設置してる。
0:18:14	ちょっと質問が山になってしまった。
0:18:21	というのは、時DB上は、
0:18:26	航空機落下確立できてますよね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:31	それで、そのSAとの関係はどのように整理をされてたんでしたっけという確認の質問なんですけど。
0:18:40	中国電力のミナミダテです。こちらにつきましては
0:18:46	SA54Saとしまして、共通要因として航空機衝突がありますひらまつ衝突がありますので、て一設備に対して、ISSについてはベビーと距離を離して設置するか。
0:19:03	もしくは航空機落下に対して頑健な建物の中に設置することで、同時の機能喪失を防いでるような状況になっております。
0:19:13	規制庁のプレスがわかりました。
0:19:18	ありがとうございます。
0:19:22	先ほど、
0:19:31	すべてここ細かい話なんですけど、62 ページ、
0:19:37	原子炉建物原子炉等過去二次格納施設、
0:19:41	それからてるわけなんですけど。
0:19:43	これは過去二次格納施設って書いているのは、これはいわゆる要目との関係でこう書かれてるっていいこといいんです。
0:19:57	中国電力ミナミダテです。と要目表、
0:20:02	といたしますか当設工認資料に統一しましてええと原子炉建物原子炉等につき
0:20:09	を記載する場合には、2 次格納施設と併せて書くような形で統一図っているものでございます。
0:20:17	規制庁プレスはわかりましただから購入図書の中で一貫して書くようにし、
0:20:23	してることですね。
0:20:27	はい、御理解の通りでございます。これちょっとわかりました。伊藤。
0:20:36	はい、中央、
0:20:40	とりあえず今のところは以上
0:20:44	はい、続いて、
0:20:46	4878 がございますけど、何かあります。
0:20:58	はい。
0:21:04	規制庁イワサキですと、
0:21:06	62 ページのところ、
0:21:10	ここに念のための確認というか、
0:21:14	補助ボイラーの話があって、
0:21:18	この備考のところ
0:21:21	島根 2 号や重油ボイラーを使用している。
0:21:24	どういうふうに書いている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:21:27	これは何て言います。
0:21:33	補助ボイラーは重要使用するボイラーですよということでもいいんじゃないかの 19号議案っていう中で追記の医者ではないですよ。だから単純な確認、
0:21:48	補助ボイラっちゅうのは重要度使うボイラーですよっていうことです。
0:21:59	中国電力のミナミダテです。ええと御理解の通り、補助ボイラーにつきましては 10で重油ボイラーとなっているというところでございます。
0:22:16	わかりました。ありがとうございます。
0:22:42	はい。
0:22:42	規制庁イワサキ妥当 57 ページとも
0:22:54	これ、
0:22:55	大きく確認というかですね、
0:23:02	17 ページの
0:23:08	4パラ目なんですけど、ガスタービンの危険速度を本抜か年となっているんで すけれど。
0:23:18	大損しちよっと私もよくわかってなくて申し訳ないから7 委任期間っていうの は、ここん中別に位相速度が発生するようなものではない。
0:23:28	ここで内燃機関除いているんですけれども、ちよっと構成といった、
0:23:39	中国電力のミナミダテです。
0:23:42	内燃機関、
0:23:49	使用により口側で回転して
0:23:54	というような設備となって、
0:23:58	いなくですねガスタービンのほうもちろんご存知の通り旅まわして、
0:24:05	使用しますのでそのえっ。
0:24:08	多分、ガスタービンについての都庁即装置について記載しているものとなって おります。
0:24:33	規制庁イワサキです。
0:24:35	内へん期間累計内燃機関、ここで
0:24:41	減速度になってるような速度に行くものではないということで、消火
0:24:56	中国電力のミナミダテです。
0:25:00	内燃機関の方
0:25:03	ボイラー、
0:25:06	となってきますけれどもそういうものにつきましては特段高速で回転するよ うなものはないように考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:24	失礼しました。内燃機関のことボイラとあえて申し上げますが、ちょっと誤りでした。何年期間DL期間になりますけれども、こちらについてはどのような高速回転してですね非常に
0:25:41	長速装置が必要になるような危険則に達するようなものではないということで、こちらではガスタービンというふうに期待しています。
0:25:56	規制庁イワサキですわかりました。ありがとうございます。
0:26:03	はい。
0:26:05	規制庁のテルイなんですけど。
0:26:08	山結局
0:26:11	この基本的方針としては、
0:26:18	なんていう、
0:26:21	いや、4重機器はあれですよ48条と78条でそれぞれ内燃機関ガスタービン変わって共通するようなところは、合わせて、
0:26:37	はい。
0:26:41	病院でね例えばこの今の57ページの金額の前のもうとか変形とか加熱っていうのは、言いよう上部で48条の16と78条の5から18日があって、
0:26:59	いろいろその組成セットとそれぞれに必要な条文で必要なものが結局それぞれの条文ごとにはそれぞれ書いてあるのを基本的な方針としては共通項で作っちゃってるっていう書き方をしてるんだと。
0:27:15	思っていてという意味で7今議論中78条の6っていうところは、この授業する条文としてこの危険速度の関係で言ったものがガスが2人だけであって、
0:27:29	そういうことですよ。その基本的方針になったときのFP姿っていう
0:27:37	中国電力のミナミダテです。テルイさんの御理解の通りです。それぞれよ48をと78をかぶるかぶるといいますか同じような記載になるものにつきましては基本設計方針としてまとめて書いていると。
0:27:51	それぞれ個別の大きさになるものについては、後ろの条文とのひもづけにつきまして、各条文のものしか書いていないと、そのようになっております。
0:28:01	規制庁ですか。ありがとうございます。
0:28:08	ここで、
0:28:10	それと、テルイですじゃちょっと私のほうから続けてなんですけど、なんていう、
0:28:20	プラス、
0:28:22	比較表の62ページの
0:28:28	内パラ目ですね。
0:28:31	一般の目で
0:28:33	沼津その及び並びにの関係なんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:40	今ここで、その補助ボイラーの主要条件として書いてるのは、
0:28:45	この域背景とタンクのほうようっていうのと、
0:28:49	グランドシールと空気抽出器の駆動っていう
0:28:53	二つO&で
0:28:55	つないでるっていうことでいいですか。
0:29:00	中国電力のミナミダテです。そのAと御理解の通りでございます。廃液処理系統あとタンクのほうにつきましては、特に使用条件、使用条件といいますが、時間的な制約というものがないんですけれども、そのあとの
0:29:18	Aとタービンのグランドシールであつたり中期につきましては市場系が使用できない場合のというところで
0:29:25	記載しておりますので、ここ及びでつなぎまして
0:29:29	分けて書いているといったものになっております。
0:29:33	そうすると今この蛇関係がですね、液体の水処理系がぼつでタイプのホーム要綱等及び主蒸気云々かんぬんでなくということで、三つのヘルプになってるので。
0:29:46	Hzだけ明確になったら、液体廃棄物処理系とタンクの間ポツが及びで、この後の高温等と主蒸気並びに及びが並びに、
0:29:57	そうすると、今言った。
0:30:00	二つ目。
0:30:01	もの結構いうふうになるかなと思うので、
0:30:05	そこは適正化をしてください。
0:30:09	中国電力ミナミダテです。承知いたしました。
0:30:12	根本的なところはちょっと高目日本語の問題だけなんだと思うんですけど。
0:30:20	主蒸気を使用できない場合の原子炉施設の機能及び停止時について書いてあるんですけど。
0:30:28	これよ。
0:30:30	様式などの混み他方、同 22 ページですね。
0:30:35	これもともと許可の備考に書いてある通り許可を踏まえたということで、許可電発値だと、この起動及び停止時タービングランドシール。
0:30:45	空気抽出器同様に、もう状況設備であると書いてあつて、これを持ってきたんだと思ってるんですけど。
0:30:51	一方でこの主蒸気を使用できない場合のっていうのを購入に新たに書き足したことによってですね。
0:30:59	ちょっと意味するところがよくわからなくなってしまって、
0:31:03	おそらくですけど主蒸気な対処の機能のところは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:12	補助ボイラからもらってきてある。
0:31:15	圧力とかになったところで主蒸気に切り換えていくっていうのが通常の起動ブロック思うんですけど、この
0:31:22	主蒸気が使えない場合の起動とかっていうと、なぜその
0:31:28	相当主蒸気が啓発使えませんみたいなうふうに読めちゃうんですけど。
0:31:33	keV操作うまくないんですけど、その
0:31:38	起動プロセスの中で、主蒸気今当然されるのが蒸気出てないので、
0:31:44	その蒸気が出てないとかっていうのを表そうとしてるのはちょっと何かその他の主蒸気計画使えないんですわみたいな、
0:31:54	説明になってるような気がしてももう少し何か表現ぶりの工夫が必要なんじゃないかなと思ってんですけど。
0:32:03	所々電力
0:32:06	はい。
0:32:09	中国電力のミナミダテです。記載して
0:32:14	記載してお伝えしたい内容としましては今テルイさんが御説明いただいた通り、軌道停止時につきまして主蒸気の圧が立ってくるまで主蒸気として使えない状況に使うというそういう趣旨ですので、
0:32:29	記載のほうを検討して修正のほうを図りたいと思います。
0:32:35	これらのお願いします趣旨としては理解をしてるんですけど、まあ、ちょっと何かこのそもそも主蒸気が使えません。そういった時の起動と停止時に使うんですみたいな感じに見ただけですね、少し適正化をしていただければと思います。
0:32:56	一応すいません課長です。どうぞ。
0:33:00	すみません中国電力のミナミダテです。承知いたしました。
0:33:04	はい。説明するよろしくお願いします。私からはとりあえず以上。
0:33:12	泥質
0:33:13	やはりか委員延ばしたことでありますか。
0:33:18	そこ
0:33:19	中国電力からは何かございます。
0:33:25	中国電力ミナミダテです。中国電力側から特にございません。
0:33:30	規制庁田尻です。はい。
0:33:32	わかりました。それでは指摘事項の確認願いたいと思いますけど。
0:33:39	もすが必要であれば準備ができたところで発動お願い
0:34:01	本当に
0:34:06	あそこ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:10	中国電力ミナミダテです。
0:34:13	それではホワイトボードにつきまして
0:34:18	読み上げさせていただきます。
0:34:21	まず一番ですけれども、NS通期A054 のP52 ページにつきましては、使用済み燃料貯蔵槽括弧燃料プールと、燃料プールとの記載している箇所が混在しているため記載を検討すること。
0:34:37	二つ目としまして、
0:34:39	NUSつう機能 048AP62 ページP60 につきまして接続しの記載について適正化をすること。
0:34:51	同じくP60 につきまして市場機が使用できない場合の 6000 について検討すること以上の通す三つになっております。
0:35:05	規制庁テルイです。私からは特にありませんけど、本日かねはい、経常側から特に西のほうにありませんので、
0:35:16	はい。
0:35:23	はい。それではコメントの確認を終わりましたので、
0:35:30	先ほど申しましたけど、本日のヒアリング、これで終了させていただきたいと思えます。ありがとうございました。ありがとうございました。
0:35:39	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。